

平成29年度第9回協働支援会議

平成30年1月26日（金）午後2時

本庁舎6階 第3委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、衣川委員、竹井委員、及川委員、伊藤委員、  
吉村委員

事務局：地域コミュニティ課長、神原管理係主査、勝山主任

久塚座長 定足数に足りていますので、始めたいと思います。

きょうは、大きく分けると、皆さん方に結論を出していただきたい議題も後ろのほうにありますけど、前のほうはちょっと整理して、今までご議論いただいたものについてご了承いただくというようなものを含んでいますので、結構分厚くなっています。そこは、分厚いけれども、事務局が上手に説明いたしますので、皆さん、ついてきていただきたいと思います。その前に、事務局のほうから資料確認をお願いします。

事務局 それでは資料を確認させていただきます。お手元に、一番最初に次第がございまして、資料1が「協働事業助成評価報告書（案）」になっております。

続きまして、資料2が「協働事業助成審査報告書（案）」になっております。

続きまして、資料3がA4横の「区からの課題提起シート（案）」になっております。

続きまして、資料4が「一般事業助成募集要項（案）」になっております。

続きまして、資料5が「協働事業助成募集要項（案）」になっております。

続きまして、資料6、こちらが6-1と6-2がございまして、6-1が「平成30年度協働推進基金助成金 一般事業助成 スケジュール表」の、こちらも案になっております。続きまして、資料6-2が同じく「協働推進基金助成金 協働事業助成 スケジュール表」の案になっております。

続きまして、資料7も7-1、7-2、7-3とございまして、7-1がA4横の2枚組のものになっております。こちらが「評価の目安と通過基準について」。7-2が「一般事業助成採点表」、7-3が「協働事業助成採点表」になっております。

最後に、資料8としまして「評価の目安と評価点について」。こちらがA4横の2枚組のものになっております。

資料のほうは以上になります。お手元のほう、よろしいでしょうか。

久塚座長 大丈夫ですね。では、まず資料1をお願いします。

事務局 それでは、次第の「新支援制度の検討について」、①「報告書の形式について」というところでご説明させていただきます。

まず、資料1と資料2をごらんください。こちらが前回の支援会議の際に、同様のものをお配りさせていただいております。資料1が「協働事業助成評価報告書」、資料2が「協働事業助成審査報告書」。助成制度を改正するに当たりまして、それぞれ評価報告書と審査報告書のレイアウト等の変更が必要になる旨、前回の会議でお知らせさせていただきました。主な改正点につきましては、表紙に記載しているとおりになっておりますが、こちらをご確認いただいて、ご意見ありましたら、本日ご意見をいただければと思っております。

先ほど、会長から1点ご指摘いただきました資料1、こちらは本日ご提出いただいた「協働事業評価報告書」ですけれども、事業名を表紙に入れてみてはどうかということで、今まで中身にしか事業名が出てきておりませんでしたので、事業名については表紙のほうに、今現在の案では載っておりませんが、案としては出すような形で、表紙を作成していきたいと思っております。

こちらのほう、前回の会議からご確認いただいて、ご意見等ありましたら、この場でいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

久塚座長 資料1について、今までのご議論の結果、こういう形になっていますが、ダミーの部分も含めて、皆さん方、お気づきのこと、何かございましたら発言をお願いしたいのですが、よろしいですか。いいですね。では、次をお願いします。

事務局 続きまして、資料3「区からの課題提起シート」ということで、こちらも前回の支援会議の際にご説明させていただいたものと同じものになっております。協働事業助成につきましては、区からの課題というものを、事前に各課から募集するに当たりまして、できるだけ課題を出しやすいような様式で、改正案を作成させていただいたところになっております。右側が改正案になっておりますが、改正のポイントと書かせていただきまして、テーマごとを細分化するような形で案を作成させていただきました。

1点だけ、前回提示させていただいたものから修正させていただいたところが、網かけの部分、上から4行目のところになっております。期待する事業とさせていただきます。

ましたが、具体的な事業の中身、内容のところは、団体からの提案を記載していただくような形になりますため、取り組みの概要というものを記載していただけるよう、補記をするような形で作成させていただきました。こちらの案についても、ご確認いただきまして、本日確定とさせていただきますと思っております。

久塚座長 よろしいですね。事業というと、これは事業とかいうあれなので、言葉としては取り組みのほうがよくわかるということで、よろしいかと思えます。資料3はよろしいですか。

では、資料3はオーケーです。

事務局 続きまして、次第の③「手引きおよび実施スケジュールについて」というところで、こちらが資料4から資料6になっております。

初めに、資料4の「一般事業助成手引き」についてご説明させていただきます。こちらが11月に行われました支援会議の際に、大まかな案というものは出させていただいたところではありますが、具体的に様式等を確定したところがありますので、そちらも含めた、ほぼ完成版というところを出させていただいております。前回出させていただいたところから、追加したものにつきましては、中身を網かけで表示させていただいております。そちらを中心に説明させていただきます。

ページを1枚おめくりいただきまして、2ページになりますけれども、真ん中からちょっと上ぐらいの四角の枠組みで記載していますが、過去に新宿区NPO活動資金助成による助成を受けた事業については、同一事業として助成回数を計上しますというところで、今までのNPO活動資金助成では、同一事業について3回という制限がありましたので、こちらは今までのNPO活動資金助成のものも含めた上限回数というところを明示させていただいております。

続きまして、4ページをお開きください。真ん中ぐらいに、「アンケート結果」を網かけ表示させていただいております。新しく、新支援制度になるに伴いまして、具体的な地域課題ですとか、事業の効果をはかることが必要になってきております。その関係で、今まで、アンケートについては団体ごとの任意でとるような形にはなっていたのですが、詳しく、利用者、受益者に対して、満足度を把握していただくことで、事業の効果というものはかっていただくような形をとらせていただきたいと思いますと思っております。こちらにつきましては、実績報告の添付資料として提出を義務づけたいと思っております。

続きまして、5ページをお開きください。8番の助成及び活動内容の公表で、(2)番、

(3) 番のところを追加させていただいております。まず、(2) 番については、団体における情報発信というところで、この事業自体が、協働推進基金という基金を原資にしている関係もありまして、基金自体を、区としても積極的に周知していきたいというところもありまして、団体さんにつきましては、この事業を活用していることを、自主的に、積極的に発信していただきたいと考えております。(3) 番につきましても同様になりますが、協働推進基金の周知とありまして、この助成を受けた事業が、平成30年度協働推進基金助成事業と、チラシとかポスターなどに明記していただくことで、基金自体の周知にも積極的にご協力いただきたいと考えております。

続きまして、資料の8ページ以降になるのですが、こちらが資料集となっております。前回までの手引きの案につきましては、具体的な助成申請書などの記載例などは載せていなかったのですが、今回、様式がほぼ固まりましたので、記載例を含めた様式を載せさせていただいているような形となっております。

1点だけ、13ページをお開きください。こちらが一般事業助成の収支予算書となっております。こちらは事務局で記載項目の、費用等、助成対象経費などは変更していないのですが、様式がちょっと見にくい様式もありましたので、若干、記載順などを変えさせていただいております。また、14ページで、収支予算書の作成の注意点というところで、今まで特に注意点等は明記してなかったのですが、こちらが説明会などで、こちらの説明している内容を明記していたり、3番、収支予算書作成の流れというところで、具体的に予算書を作成する流れというものを順にご説明するような説明書きを書かせていただいております。特に今回、人件費とファンドレイジングに関する経費につきましては、事業費の20%以内と5%以内ということで、それぞれ助成対象経費に伴って計上できる金額が変わってくる関係もありますので、この辺をできるだけ申請に当たってわかりやすいような形を目指し、明記させていただいたような形をとらせていただいております。

それに伴いまして、20ページの収支決算書につきましても、同様の追加をさせていただいているところであります。収支決算も、書き方がちょっとわかりにくいというご意見もいただいておりますので、21ページ以降に収支決算書の作成の注意点というところを載せさせていただいております。

また、23ページにつきましては、人件費の算定表で、団体助成に対する人件費の決算の確認というところで、算定表のようなものをつける形をとらせていただいております。

資料4の「一般事業助成の手引き」について、ご説明は以上となります。

久塚座長 最後のほう、予算決算の書き方については、先ほどもお伺いしていたら、提出する前に、やはりいろいろ質問が、結構多いそうで、さらに提出すべき当日に持ってこられて、それで目につくようなことも多かったのですが、確かに作成するには、なれてくればそうでもないのだけれども、困難なこともあるだろうということで、事務局のほうで、もうちょっと説明を入れたようなものを作成してみましたということです。

それから、あとは5ページにある、事業実施する際に、その団体が実施していることではあるのだけれど、これら、私たちが調査に行くときもそうですけど、この調査は文部科学省の何とか何とか研究助成費の何とかによるものですみたいなことをポスターなどに明記することによって、その事業も宣伝効果というか、きちんとした事業であるということをお互いに言えるようにというようなことと、もう1つは広報、広聴を含めたようなことにつながればということで、ここの公表というところに入ったということになります。

あとは、私のほうから追加で今申し上げたようなこと以外にはありませんけども、どうしても予算書というのは、初めてだと難しいですね。確定申告も初めてやる時は難しい。だからなれてもらうことが一番ということですけども、それ以上に、こちらに、貸してごらん、私を書いてあげるからということができるだけないように、自分でやってもらう。新宿区がそんなのだったら、うちがもう手を出して、うちがやるからみたいなことをやったら早いだけれども、それをやると育たないというか、NPOが変化していきませんので、やっぱり失敗しても、じっと待っていて、完成するまでということも必要だろうということで、こういうものについては、できるだけ自分で頑張っただけという形になっています。

私からは以上ですけれども、資料4について何かありますか。

関口委員 本当にうまくまとめていただいてという感じなのですが、今回から、助成に切りかわっているところからすると、一般的な民間助成金でよくあることで、今回ちょっと抜けているかもしれないところを幾つかこの中で言いますと、まず、成果物の納付というのは、義務化はしなくていいのですか。冊子とか、必ず1冊は納品せよというのが大体書いてあるのですけど。

事務局 今まででも自主的に納品いただいていたのですけれども、ただ、明記させていただいたほうが確実かなと思いますので。ありがとうございます。

関口委員 例えば8の助成及び活動内容の公表とか、何かそういうところか、どこか適

当なところに、チラシを一々もらわなくてもいいと思うのですが、でき上がった何か成果物とかがある場合には、一部を新宿区なりにお送りくださいとかは入れておいても損はないのではないかなと思います。

あとは、基本的に著作権は、助成事業の場合は、助成なので、その団体が持つということで、区が勝手には使えないということで整理されると思うのですが、もう一つは、協働推進基金の周知のところ、大体、助成事業の場合、平成30年度協働推進基金助成事業と明記してくださいと書いてあるのですが、これは義務で、「必ず」とか入れてしまってもいいかもしれないというか。助成事業表記は、これはもうなれたものなので、NPO側も。協働推進基金の周知のところは、「助成事業の実施に当たり、作成する冊子等に、必ず平成30年度協働推進基金の助成事業と明記し」とか、ある程度、強制力をもって明記させてもいいのではないかと思います。

あとは経費のところ、いろいろとご苦労されて、非常に見やすくなったと思うのですが、もしかしたら団体側が誤解してしまうかもしれないところが、14ページの人件費に関する積算方法というところで、ここは、1ポツ目で、対象は社員のみですと書いてあるのです。社員というのは、一般的には企業という従業員のことを指していると思うのですが、NPO法とか一般法人法は、会社という株主のことを、法律上、社員と呼んでいるのです。なので、もしかしたら、これは誤解してしまうかもしれないので、例えば対象は職員のみですとかとすると、一括置換で、社員というのは職員というふうにして、対象は職員のみです。PA、臨時職員等は含みますが、外部講師やボランティアに含まれる方は除きますとかにすると、いわゆる正社員と誤解するということはないので、まあいいのかなと思いました。そのようなところです。

久塚座長 何かいろいろ考えて、上のほう、従業者とか、1人1人とか書いてあるけれど、社員と言ったら、何か法的な基準があつてかなと思つたら、ないのですね。

事務局 はい。

伊藤委員 NPOのときは、社員というと、会員。それでそのほかに、従業員何人という形になる。

久塚座長 この部分は、「対象は」の後、それから「臨時社員」と書いてあるけど、そこだけ職員に直してください。

やっぱりチラシ、パンフレットなどをつくる経費として計上されて、事業を行っていくので、それ自体がこれを受けているという印刷があるということが大事なのですよ。

僕らも投稿論文とか、論文とか、本に書くときに、研究費助成を受けているものは必ず書きなさいということなので、それと、自由に1つの団体が、これだけやっているわけではないので、これ以外のところと使い分けるということもとても大事なのです。3つぐらい事業をやっているというときに、これは新宿区のあれを受けたもので、あと2つは違うということが公的に明記されることによって、最終的にはきちんと推進したかということと、きちんとお金の使い道と一致しているなということなどが符合してくることもなるので、「必ず」というくらい強くてもいいかなと思います。

伊藤委員 5ページのところ、先ほども出たけれども、8の内容の公表の(3)のところに、必ず入れてくださいと。

関口委員 だからお願いします。明記しというところをもうちょっと強くしてもいいのではないかみたいな話でしょう。

宇都木委員 みんなに、だから、外に出す文章は必ずそれが入っている、入れるようにということにすればいいわけでしょう。

久塚座長 それと、先ほど言った、大事なのは、関口さんが言ったけれども、自分たちの権利だという部分ですね。助成金の問題を含めて、それが錯綜しないように、それに基づいて自分たちがつくったというのとコピーライトが、そこは相談があれば対応してあげてください。ほかにないですか、4。わかりやすくなりましたね。最初のころから比べると随分。では5のほうを。

関口委員 参考までにというか、4です。ユーザー側のことを考えると、これでもいいのですが、別添資料でもいいので、これまでとの差というのが、例えば今回の新支援制度だと、まず新宿区の登録が要らなくなったというのがありますよね。ということは、つまり新宿区に主たる事務所がなくてもいいということで、あと助成対象団体が、いわゆるNPO法人縛りがなくなったので、ボランティア任意団体オーケーだし、この条件に合致する一般法人とか、一般社団法人、財団法人、公益法人もオーケーとなったというのは、何か別添のパワポとかチラシでもいいのですが、そんながあると。

最初だけでいいと思うのです。今年度だけでいいと思うので。なれてくればみんなわかるのだけど、今回いかんせん。資料4の説明がちょっとだけあればいいのですが。

宇都木委員 募集要項の中に入れておけばいい。難しい話ではないのだから、募集要項に、対象者はこういう人が対象になりますよというのを。募集要項の中に入れてもいいことだ。1回で終わってしまう、それで。

久塚座長 要綱をつくっているのですか。

事務局 実施要領がありまして、その要綱、相手方に向けるのがこの要綱になっています。

久塚座長 では、いろいろな予定があると思うのです。2、3枚ほど、こういう冊子体になったもの、それから市の広報バージョンとか、あるいはスペースが限られていると思うのですが、それぞれに応じて、もしこういうのだけではなくて、変更前と後で比べることができるような広報の仕方をお願いします。

事務局 はい。

久塚座長 関口さんがおっしゃっているようなことも、工夫できるのだったらお願いします。

事務局 はい。ありがとうございます。

久塚座長 ほかには。

吉村委員 2ページの助成の流れの来庁の予約のところですか。来庁の予約は、一番後ろに書いてあるこの電話番号にかけるのですか。予約の方法がわからない。

ここに番号と担当者が書いてあると親切だと。

事務局 わかりました。

久塚座長 吉村さんが言ったみたいに、ここだけ読むと、すごく親切に書いているけれど、その先、具体的に何をすればいいとか何もないから。

吉村委員 ここにかけて、誰々とかではなくて、この趣旨をまず言って、誰かに出てきてもらわなくてはいけなくて。

久塚座長 こういうものを読んだら、ここの2ページにこう書いてあったので電話しましたみたいな話でしょう。

吉村委員 ちょっとまどろっこしいかなと。

事務局 わかりました。

関口委員 あと、別に蒸し返すわけではなくて、確認というか、意識統一という面でのいいですか、ちょっと。

助成対象活動と、助成対象団体のところに、それぞれ、まず助成対象活動のほうは、以下の活動は対象となりませんよ。特定の政治的活動もしくは宗教的活動に係る活動というのと、助成対象団体のところに、NPOは無条件でオーケーで、(2)のオのところ、宗教活動や政治活動を行う団体でないことというのがネガティブ要件として入っていると思

うのですが、恐らく政治的活動と宗教的活動というのは、地方公務員法とかのところから引っ張ってきているのかなと思うのですが、オのところでは、宗教活動、政治活動と書いていて、助成対象活動のところでは、政治的活動、宗教的活動と、書き分けているので、結構、ここら辺は細かく突っ込んでくる方とかいるのです。なので、意図して使い分けているのなら、やはりみんな、こういうのがこういうことなのだなと、意識は統一しておかないと、多分また、それ系のものが出てきたときに、後でもめると嫌だなと思ったのですけど。

凡例とかだと、宗教的とか政治的活動というほうが、広いろいろな活動行為を規定していたはずなので、例えば今回、私はだから、そういう活動は助成しなくていいと思っていますけど、政策提言とか、あと宗教的活動という、例えばクリスマス会とか、七夕とか、宗教的背景を持っていながら、もうほぼ世俗化してみんなやっているような活動というのが来たときに、どう処理するかというのを考えておいたほうがいいかなとは思いました。

及川委員 質問ですけれど、そういう内容の団体なり助成活動なりのものが来た場合は、まず、事務方のほうではじかれるのですか。それともこちらに、一度来て。

事務局 この要件に該当するかどうかは、まず事務局のほうできちんと精査します。

及川委員 そうですか。

事務局 はい。何でもかんでも、まず一旦受けるというわけではない。

及川委員 グレーは来るということですね。

事務局 そうですね。ちょっと難しいところなのですが。団体要件を備えていなかったりとか、やはり、ちょっと曖昧な団体というの中には出てくるかもしれないので、そういったところはしっかりと、事前にヒアリングで確認をしたいと思っています。

久塚座長 では、文言を入れかえる。活動なので、上は活動で、政治的活動。今度は団体になって、宗教的活動や政治的活動を行う団体でないこと。

関口委員 そうすると相当、幅広く網をかけて足切りするということになってしまう。多分そうですね。

久塚座長 ちょっとでも引っかかって、みたいな形になってしまう。

関口委員 だから、団体要件に適用を入れてしまうのは、私もちょっとまずいのではないかと思う。

私は、だから、結論としては今の整理で問題ないと思うのですけれども、あえて使い分

けているという理解でいいのですよねという確認で、団体として、いわゆる特定の政党の応援ばかりやっているとか、特定の宗教の布教活動をやっている団体は、そもそも応募資格なし。

宇都木委員 なしです。団体で紛らわしいところがある、議論が必要なところ、検討が必要なところがあるところは、委員会で結論を出せばいいことで。

関口委員 出てきてから実態で判断という。

伊藤委員 団体要件というのは、結構そういう活動を定款に載せているというのはあるよね。そこを見るのも1つだと思う。今言っているように紛らわしく書いてしまうのが往々にして民間団体というか、民間にはあると。

宇都木委員 表向きは、表題ではわからないけど、定款をよく読んでいくと、実際は宗教活動。そういうのがあるから、それはだから、これはこれで置いておいて、出てきて紛らわしかったら、判断していいかどうかはそのときにやればいいのではないの。それ以上の方法はないから。あまりぎちぎちやってしまうと、ほかに影響してくる。

関口委員 念のため、これもまた誤解されていると、後で大変なので言っておくと、NPO法人の場合は、宗教活動と政治活動は、主たる目的でなければやっていいことになっているので、(2)の要件のほうが厳しいのです。ここだけに関して。なので、NPO法人の場合は、都庁の認証を受けているからオーケーだということ。

(2)は、いきなりぽっと出の団体は、ちょっと厳し目に見させてもらうという整理でされていると思いますので、そこは。

事務局 はい。

久塚座長 だから、ワンクッション置いて、そこを通過しているのはいいとしてという形になっているのと、こちらで独自に判定しないといけないのを、そういうことでやりますよと。

関口委員 そうですね、それでいいと思う。

宇都木委員 それでいいのではないか。この委員会というか、この助成金の趣旨にそぐわないものであれば、それは表現の仕方はどうあれ、これはだめだということになるのだろうから、ここはそれで。

久塚座長 判断するときに、審査の点数をいろいろ、どうやって区民にとか、あれを見たときに、これに該当するのは、そういうふうにはならないと、自動的に排除。だから角度を変えて、この協働事業というものを見ると、先ほどの(2)のような表現が出てくる。

団体としてどうこうというのは、事前に書いたら切りがないので、出てきたときに判断するしかないから、これでいいでしょう。いいですか。(3)はこれくらい。

では、資料5。

事務局 続きます、資料5、こちらが協働事業助成のほうの募集要項の案になっております。こちらも資料4と同様で、前回ご提示させていただいたものから、変更点については網かけで表示させていただいております。こちらの資料5が、資料4と重複する内容がかなり多くありますので、今、資料4でご指摘いただいた箇所につきましては、あわせて修正させていただくような形をとらせていただきたいと思います。そちらを除かせていただいて、修正点としましては12ページ以降に、申請書、提案に必要な必要書類ですとか、事業開始に必要な書類、実績報告に必要な書類と、一般事業助成と異なりまして、年度をまたがった申請というものがありますので、そちらの必要書類というところが複数出てきますので、その辺を分けて、記載例を載せさせていただいております。こちらの協働事業助成につきましては、17ページから、協働事業の計画書、こちらが3カ年にわたるものですか、こちらが一般と違いまして、必要な書類としてふえてくるような流れになっております。

20ページに予算書のところもあるのですが、こちらも一般事業助成と同様で、記載例、前回ご提示させていただいた内容から修正させていただいたものになっております。こちらは、協働事業のほうは、事業が複数分かれることが多々ありますので、事業ごとに基本的に予算、経費を分けて記載していただくような形をとっております。こちらにつきましては、今までの協働事業提案制度と同じような形になっております。

以上になります。

久塚座長 なるべく時間をいただいて議論したようなものも中に含まれているから、それについて、ご指摘のあったところについては、そういうふうに直します。そのほかに追加で説明したものがありませんけれども、資料5もいいですか。

宇都木委員 特に何かがあれば、その都度、議論していくしかないので、いい方法を選択するしかないのです。

久塚座長 では、資料5も確定。

事務局 ありがとうございます。資料4につきましては、広報が3月15日から始まってしまう関係で、万が一抜けとかがあるようでしたら、2月の頭ぐらいまでは修正できますのでお気づきの点がありましたら、ご連絡いただければと思います。

続きまして、資料6に移らせていただきたいと思います。資料6がスケジュール表になっております。資料6-1が一般事業助成、資料6-2が協働事業助成になっております。こちらにつきまして、手引にもある程度、スケジュールが載ってはいるのですけれども、スケジュールだけ明記させていただいたものになっております。

資料6-1から、簡単に流れのほう、ご説明させていただきます。今申し上げましたとおり、一般事業助成につきましては3月15日の広報を予定しております。1週間程度置きまして、関口委員と伊藤委員に、講演会をお願いしております。あわせて事務局から手引きを用いまして、説明会を行わせていただきます。こちらは3回予定しております。基本的な審査の流れにつきましては、今までのNPO活動資金助成と大きく変更は、こちらにはございません。助成申請も大体1週間程度、申請期間をとりまして、第1回協働支援会議で、大まかな申請状況ですとか、スケジュール等の確認をさせていただきます。第2回協働支援会議で、事前協議、そちらを踏まえまして、1次の採点を、第3回協働支援会議で審査のほうをしていただくような流れとなっております。第4回の協働支援会議、こちらが例年どおり、2次審査というところで、公開プレゼンテーションの形をとらせていただく予定です。こちらが、今まで例年ですと、高田馬場にあります新宿NPO協働推進センターで開催していたのですけれども、来年度につきましては、本庁舎にあります会議室で行わせていただきたいと考えております。こちらの日程が、先ほどちょっと会長とご相談させていただきまして、5月25日の金曜日を予定しております。

6-2が協働事業助成のスケジュール表になっております。こちらも今までの協働事業提案制度と基本的には大きな変更はございません。こちらにつきましては、詳細の日程等は、日が近づきましたら、またご説明させていただくような形とさせていただきたいと思っております。大まかなスケジュールとしては、5月15日ごろから広報を始めまして、5月後半から6月下旬にかけて申請を受け付けるような形になっております。最終的に決定するのが、9月中旬ごろに団体が決定するような形の流れをとらせていただいております。資料6の説明については以上です。

久塚座長 6-1、2、いいですね。特に大きく変わったことはありません。7に移ります。

事務局 では、続きまして、資料7をご説明させていただきたいと思います。次第が④の「審査の目安と通過基準について」というところになります。今回、新たな支援制度になるのに伴いまして、通過基準を新たにご検討いただきたいと考えております。1番、現

行制度についてというところで、NPO活動資金助成と協働事業提案制度の今の基準をご説明させていただきたいと思います。

(1)のNPO活動資金助成につきましては、ABCDEの5段階で評価していただきまして、Aが10点、こちらは(5点)と書いてありますが、審査項目によって10点の項目と5点の項目がありますので、そちらを分けさせていただいています。Aが10点、Bが8点、Cが6点、Dが2点、Eが0点となっております。目安としましては、大いに認められる、認められる、どちらかといえば認められるというふうが続いているところになっております。1次審査の通過基準としましては、審査員の合計点数の平均点が概ね6割以上。2次審査の通過基準につきましては、こちらが6割以上と設定させていただいております。

(2)番の協働事業提案制度につきましては、こちらも5段階の評価と点数の配分につきましては、NPO活動資金助成と同様となっておりますが、通過基準のほうが若干変わっております。協働事業提案制度につきましては、額が大きいところと、区として求める事業というものが、レベルが高いものを求めるところに伴いまして、1次審査の通貨基準の合計点数の平均点が6割以上、2次審査の通過基準が審査項目ごとの平均点が6割以上、1つの項目でも、平均点6割を下回った場合は通過しないというような基準とさせていただいております。こちらは平成27年度に見直しをさせていただいて、平成28年度から、この基準で設定させていただいているところであります。

2番の検討事項としまして、審査項目ごとの基準の設定についてというところで、こちらが平成28年度の提案制度のときに、1項目の基準を満たしてはいなかったのですが、協働で補完できるという形で、採択をしたような実績というものがああります。その際に委員のほうから、通過基準を見直すこと、厳し過ぎるというご意見をいただきまして、見直すことを検討したいとのご意見をいただいております。あわせまして、黒ポツの2つ目になるのですが、E評価への対応についてというところで、Eの認められないというような評価、採点が、お1人の委員の方からあった場合には、特に協議の場とかは設定していないのですが、E評価がついたことについて、認識を共有する場などを設定することを検討したいと考えております。

これを踏まえまして、3番の方向性として、これまでのご意見ですとかを踏まえまして、基本的に、合計点数の6割というところは維持することを基本として、通過基準を検討していただければと考えております。

4番で、評価の目安というところで、たたき台を事務局で作成させていただいております。基本的に、AからEの評価のところは変わっておりません。こちらが一般事業助成と協働事業助成、どちらも共通の審査基準で考えております。1次審査の通過基準が、審査委員の合計点数の平均点が概ね6割以上、2次審査の通過基準の平均点が6割以上と、今までのNPO活動資金助成に準じたような形になっております。ただ、1つ条件としましては、E評価の項目があった事項につきましては、こちらの通過団体を決定する前に、別途協議の場を設定するというところで書かせていただきました。

具体的な流れとしまして、(2)の採点の流れというところで、一般事業助成の審査スケジュールを例に記載させていただいております。第2回の協働支援会議で事前協議を踏まえまして、採点期間、事前はこちらをご自宅等で採点をしていただき、事務局にご提出いただいております。第3回の協働支援会議で1次審査を行います。事務局で採点を集計しまして、委員の皆様にご提示させていただきたいと思っております。こちらの仮採点と書かせていただいておりますけれども、事務局で集計した結果を踏まえまして、E評価、そのほか、E評価にとらわれず疑義とかがある事項につきましては、協議の場を設定させていただきまして、共通の理解を図った上で、改めて採点をしていただき、通過団体を決定していただくような流れとさせていただきます。

第4回の協働支援会議につきましても、同様の流れをとらせていただいております。仮採点に基づきまして、共通の理解を踏まえた上で、本採点を行っていただくような形をとらせていただければと思っております。こちらの基本的な流れにつきましては、協働事業助成も同様とさせていただきます。

資料7-2と7-3でご検討いただきました審査項目に基づきまして、採点表の、こういうイメージになりますということでつくらせていただいております。こちらは参考としてお使いいただければと思っております。資料7は以上になります。

久塚座長 大きくは3つです。かつて変更したものを運用していて、その運用の過程で見直しを求められるようなご意見もあったということから、従来の様式に近い、いわゆる1つの項目だけでも平均点が6割ないものがあれば、もうそれはだめだとしていたのですが、協働事業提案制度を、従来の方式に戻すという形が1点。

それから、E評価があった場合、それぞれ、どなたがEをつけたということではなくて、認められないというご意見が出たということについては、中で共有すると同時に、それでアウトということが出る可能性は大いに高いのですけれども、それで協議の場を設けると

というのが2つ目です。

それから採点の新しい流れの中に仮採点という名前をつけたのですけれども、要は私たちが出す結論、委員会が出す結論というのは、どの時点での結論を委員会の結論とするのかという、結構面倒な話があって、6割平均をとっていたら、それを追認することとは違うのではないかと。やはりそれは、委員会が出す結論のための資料に近いものだというような考え方も成り立つ。

そうすると、ずっと以前のことを思い出すと、点数だけではなくて、団体さんとか、事業とかの関係で、これをもう一回、通過したけど再協議したほうがいいのではないかとというような話があったこともあったのです。そのときに、通過したからもうそれで、その決定が全てだというのではなくて、座長の提案で、改めて、こうこうこういうことがあったときには再協議をするということを提案したいという提案をして、賛同を得て、それに基づいて再協議という、新たに議題を出すような形で会議をした記憶があります。

その意味で、先ほどの6割というのは、もちろんそれを曲げるということではないのですけれども、新宿区が事業をしていくときに、ここはどしどし切るもの、あるいは全体としてゼロ団体になってしまうとか、だげどぎりぎりのところに団体があるとか、そういう結論を出すときに、この趣旨との関係で設けられた6割という基準なので、趣旨を踏まえて、それを救うという意味ではないですよ。この制度趣旨を踏まえて、では、どうしようかという議論をしていいのではないかと考えているので、採点というものの位置づけをどうしようかということで、仮の採点、本採点という、そういう名前のつけ方になっています。出てきたものについて、一度皆さん方と共有をして、それでラインを引くという会議に持って行って、その具合によって、では結論を出しますよという、それぞれの委員の採点が自動的に結論に結びつくというような形で議事は進まないですよということで、それを材料として議論をして、結論を出しますよということです。

宇都木委員 一番問題なのは、6割を超えた。だけど片方は、低いほうは、半分ぐらい、半分以上いて、高いほうは、もっと上のほうが高くて、それで点数が6割になったと。そういうときはきちんと議論したほうがいいと思う。そういうものだというふうにみんな思って、採点のあり方を考えておけば、今、先生が言ったような話はいいと思うのだけど、みんなが、大体がそうだねといって、大体が6割ぐらいのところ、5、6ぐらいのところ、7ぐらいのところ、平均したら6を超えたとか、6になったとかというのならいいけど、あまり極端になってしまうと、全く評価が違ってしまわ

けだから、そうすると、相当議論しないと。表向きだけではなかなか。

久塚座長 結果が出てきて議論するということはとても大事なことになるので、その結果をどう読むとか、事前にそういうルールを決めるのではなくて、出てきたことを、この制度趣旨との関係で、それぞれ議論をしていくことを出すと。その中に、例えば宇都木さんが言ったみたいに、非常に高い評価が1個だけあって、あとは微妙なところにある。それをどうするのかというようなことで、議論をして結論を出せばいいことになるので、最初は。

宇都木委員 クリアは、おおよその切りは6割でいいと思うのです。それは、めどは6割で置いてもいいから、そういうアンバランスがあったときは議論するのだということもみんなが了解した上で、この評価の仕方ということにしてもらったほうがいいのではないかと思う。あまり極端だと。

久塚座長 ただ、入学試験だったら中でラインを引いて、それでやるとか、あるいは人数でやると。いろいろなやり方を内部で持っているのだけれども、この6割というのは、受験生の子に知らせているわけです、団体に。だからこれをクリアしているかしていないかというのは、NPOも知っているし、それから結果についてもお知らせする、開示することになるので、それを踏まえると、あまり面倒くさいことはしないで、エンドロールに近いことを目指していくということがとても大事だと思う。制度が根元からポキッとつかないように。逆に言うと、変だけど、こんなので委員の方、縛りたくないですけど、この6割というのを意識して、この団体を通したいなと思ったら、4ではなくて6につけるとか、そういう採点の方法になってくると思うのです。結果としてトータルな平均が出るのではなくて、自分としては、基準はここだという通過基準、一個人としてもこういうところにあるということも知っていてほしい。

衣川委員 まず、基準をシンプルにするのはとてもいいことだとは思いますが、以前、協働事業提案制度のほうで審査員の、審査項目ごとの平均点を6割以上にしたほうがいい、概ね6割以上ではなく、平均点を6割以上にしたほうがいいというような。金額が大きいからということで、そうになっていたということをやはりちょっと意識したほうがいいのかということも思っています、点数がシンプルになりました。この点数が出たけれども、条件として、個別の委員からE評価の項目があった事項については協議の場を設定するというだけの条件で本当にいいのかというのはちょっと疑問に思っていて、仮採点、皆さんがしたのが6割くらいちゃんと出たのですが、その後、常に協議する場を設けてもいいのかなと思います。点数はとれているのだけれども、話をしてみると、どうなのだ

ろうと思うような団体もいるのではないかという。

久塚座長 難しいよね。話し合っただけで結論をずらすというやり方なのか、共有して、また点数を出すのかというやり方がありますが、点数をつけ直したことがありますし、それは高いのから低いのかという場合もあるし、逆もあるしということ、事前に当該団体についてわからないことがあるので事務局に聞いてくださいということで、応募があったものについて共有するために情報を交換すると。それ以上に、点数を出した後に、その団体のことについて詳しい人にお話をしていただいたら、ああ、そんなこと知らなかったと。点数を下げようというのは一体どうかなと思うのです。だから衣川さんの発言の中にあつた、話し合うとか協議というのは、ゼロだけではなくて、全体で私はやったほうがいいと思うのですが、そのことと、では、そこでもう一回点数を入れ直してということが頻繁になると、最初の、1人1人がすごく責任を持ってやったという行為が台なしになってしまうので、私も悩ましいなと思うのです。

宇都木委員 一番問題になるだろうと思われるのは、団体についての理解が、統一的理解をした上で点数をつけたらいいけど、それぞればらばらで、いろいろ聞いてみたら、そんなのおかしいではないかみたいなのが後で出てきてしまうことになる、それが一番困る。点数がまた変わってしまうから。だからそのところは、これから提案していく団体は、どういう団体なのかということの事前情報を、ちゃんと委員が共有するという、ここが大事なところだと思うのです。

久塚座長 しかし、それもある程度で、人事などでもそうだけど、研究はすばらしいけど人格に問題があるみたいなことで落とすというのは、私はあまり好きではない。だから団体で、極端に何かということであれば、それはそれで左右してもあれだろうけど、個人の思っている感覚だとか何とかなのレベルのおかしいよ、みたいなのはあまり入れないほうが。これは私の意見です。

衣川委員 この下のほうの表の中に、※印で、「(その他の疑義が生じた点、協議したほうが良い事項についても同様とする)」、ここに入っているのですが、上の条件には入っていないのです。これは両方に入れておいてもいいなと思ったのです。

久塚座長 これはどうしてですか。

事務局 イメージとしてはどちらもです。E評価だけではなく、疑義が生じた点については協議していただければなと考えてはおります。

衣川委員 であれば、それもここに入れておいてもいいのではないかと思います。

上の条件を見ると、E評価についてだけ協議の場を設定するのかなとも思ったのですが、表組みにさせていただいた中を見ると、そのほかの点についても協議する余地あるのかなというふうに読めるのです。どちらにしようか統一して。

久塚座長 ここは難しい。それでいいけど、それぞれの委員が独立して、自分の判断で出したというのも重たいことなので、その人が、そんなに詳しくないような団体についても、それなりに調べたり、いろいろなことを聞いて出した結論というのは、やはり尊重したほうがいいと私は思います。よほど何かが出たら、それは協議する必要があるけれど、今言ったのでは、頭の中で描いているものなので、20年近くやっているけど、1、2件しか出ていないのですよね、そういうのは。だから大丈夫だと思いますけど。ただ、大事なものは、こちらが、事務局もあまり気がついていなかったとかいうような、でかいことが起こったときにどうするか。これはもう、ここに書くのではなくて、書いていなくても、やはり協議するでしょう、それは普通。発議は誰がするかといたら、やはり座長の責任なのではないか。

宇都木委員 いずれにしても、こういう委員会って結論は原則公開だから、何かこちょこちょとやる話ではなくて、議論するときにはきちんと議論して、それは誰かに聞かれても説明ができるように議論しておかないと具合が悪い。

関口委員 だから、気がつかなかったとか、何か失敗したとか、そういうのを嫌だなと思わずに、この委員会として、気がつかなかったというのも、そこに傍聴がいるぐらいの緊張感でやればいいのではないですか。

伊藤委員 最初は出てきたもので読み解いていくより仕方がないし、その中で、自分なりに、そんなのが出たときに、公開していればいけれどもらったものからいろいろと判断するより仕方がないわけです。損益計算書だとか、活動計画書、予算書だとか実績だとかというもの。実績がないのに、そこを変なふう書いてきたら、ちょっとおかしいなとかとわかると思う。

関口委員 今後、これまではNPO法人縛りがあった、助成金のほうはあったので、調べようと思えば、東京都のポータルを見れば、大体情報は載っていたのですが、これからは一般社団とか、あと任意団体というのは、特段情報公開の義務はないので、見えないことも多くなってくると思います。ということは、ある意味で委員間の情報量は平等になって、基本的には出てきたものから判断するしかない。情報公開に熱心な法人は、ちゃんと自分のホームページに載せているとか、そういうことはあると思うのですが、そう

したから加点要素として、審査項目で言う、例えば運営の透明性とかが上がるという。ある意味でうまくつくられていると思うのです。

久塚座長 だから、平場に戻って、NPO法は関係なくなったので、それともう1つは、プレゼンテーションですよね。あそこの場所で、一次審査の点数と関係を持たせるという段階で、やはりここで、一応一次を通った後、議論して、どなたかがやはり聞いてみたいねと思うのであれば、そういうのをどんどんする中で答えは出てくると思う。

関口委員 基本はだから、なるべくというか別に無理に呼ぶ必要はないですけど、詳しく聞きたいなら二次で聞けばいいという要望を、ちゃんと公開プレゼンはあるわけですから。

久塚座長 それでいいですか。ちょっと1項目でもということをつくったときの経緯から言うと、結構無理してつくっているのです。次の資料8。

事務局 資料8のご説明をさせていただきます。評価の目安と評価点についてというところで、これまでの会議でも、こちらにつきましてはご検討いただいていたところではありますが、本日改めてご検討いただきまして、可能であれば、本日確定という形でさせていただきたいと思っております。

まず、1の現行制度につきましては、項目別が4段階、総合評価が5段階となっております。これまでのところを事務局から課題としまして、評価点の不一致ですとか、評価の目安、適切な評価が不一致であるというところを課題としてご提案させていただいたところではあります。

それにつきまして、検討事項につきまして、3点ほど挙げさせていただいておりますが、こちらにつきまして、これまでの会議の中で、ご意見としまして、そもそも項目別評価と総合点、総合評価を統一させる必要があるのかどうかのご意見をいただいたり、改めてわかりやすい文言となっているのか、新制度の評価基準に即した指標となっているかは検討事項というふうに考えさせていただければと考えております。

それを踏まえまして、検討の方向性というところで、事務局で書かせていただいているところです。1番の評価点の統一についてというところですがけれども、これまでのご意見も踏まえ、あと現行制度による実施事業、本日も評価報告書をご提出いただきましたけれども、そちらの事業があと2年間続くところもあり、それまでの評価点との整合性もあるため、評価点数の段階については、基本的に4段階、5段階は変更せず、評価の指標、優れているとかというところを整理させていただくことで、わかりやすい評価にしていけれ

ばと考えております。

2番目の新制度に即した評価指標と書いておりますけれども、そもそもこの協働事業の評価につきましては、2つの視点で、協働事業、協働の取り組みがどうだったかということと、実際の事業の成果がどうだったかという、大きく2つの評価をしていただいている関係もありまして、あわせて協働事業としてどうだったかというような評価をしていただければと考えております。

1枚おめくりいただきまして、5番の評価の目安の案というところで、たたき台を作成させていただいております。今申し上げましたとおり、項目別評価につきましては4段階、総合評価につきましては5段階、こちらは現行どおりとなっております。指標としましては、項目別が「優れている」「適切である」「課題はあるがほぼ適切である」「不十分であり改善が必要」。総合評価につきましては、できるだけわかりやすいような表現という形で、Aが「協働事業として優れている」。Bが「協働事業として適切である」。「一部改善の必要があるが概ね適切である」「協働事業として改善が必要である」「協働事業としては不十分である」という指標を整理させていただきました。ある程度、目安というところで、右のほうに参考として書かせていただいております。

評価点につきましては、以上になります。こちらをたたき台としてご検討いただければと思います。

久塚座長 ご苦労されたようで、評価の目安と指標というのが、それが点数という形になって、大変だったと思う。ベストという方法はなくて、ご意見があったら、私は突っばねることは一切しません。

伊藤委員 総合評価、5段階評価で、ABDEは、「協働事業として」と入っているのだけど、Cは、今までは入っていましたね、過去のやつは。「協働事業として一部改善の必要」となぜしなかったのか。「協働事業として」と入っているのと入っていないのと、全然違うと思うから。長いからだね。

事務局 はい。

伊藤委員 でも入るでしょう、これ両方で。ずらせば入る。あったほうがいいと思う。そうしないと、何でここだけないのと思う人がいると思う。

関口委員 要るのですか。「協働事業として」。

伊藤委員 入れるなら入れたほうがいい。内容の一部改善、成果というか、そちらに与ってしまう場合もあるのではないかと思う。

もっと言うと変なのですけど、Eの、「協働事業としては不十分である」というのは、これは「協働事業としては不適切である」と。

言葉尻を受けてきたときに。そこまで考えることはないとは思いますが。

関口委員 相当、結構強いですね。

伊藤委員 そう。すごく強い。

宇都木委員 受けつけないということですね。不適切なのだから受けつけない。だから、受けつけた以上は。

関口委員 前に、「協働事業としては」とついているから、ほかのところで評価できるかもしれないという話なので。これはどういう文言を当てても、全くその言葉でどうこうということはないと私は思います。

宇都木委員 4つと5つのプラスとマイナスは、検討した上で何かあったのか。上を4つにしたほうがいい、下を5つにしたほうがいいという積極的な理由というか評価は。

関口委員 特にないです。昔々、上だけ実施していたときに4段階で、新しい提案制度にしたら5段階で、そのままずっと推移してきているということです。

吉村委員 私が見ていて、要するに、評価1がAとEに分かれているという下のところですけども、協働事業として3年間続けられるかどうかというところの引導を渡すという意味で、Eがついたらだめということなので、それを1つ加えてあるというのはわかりやすいと思います。それは総合にしかない。入れられないという意味かと思うのです。

伊藤委員 あと1ついいですか。この右のほうの評価の目安も、結局これは当初の事業計画の目標について言っているのだね。それが適切かどうか、不十分かということだよ。評価するときに。そこをはっきりしておかないと、違うことで評価してしまうと大変なことになるので。そしてその左側の指標のほうに移ると。事業計画と目標をじっくり見て、それが成果を認められるか。それも全部、書いていないところも同じですね。一部改善の必要があるかとか。

久塚座長 書いていなくても、採択をしたという結果で評価するというのは、採択したことと、今どうだということを考えて採点するのだから、当初の事業計画、目標ということとの関係で評価するというのは、自動的にもう、書いていなくてもそうでしょう。

伊藤委員 だけど、成果については言えるけど、事業計画と目標が概ね適切と認められるか、認めないかということはないでしょう、絶対に。

事業計画と目標が不適切となるわけでしょう。そうではなくて、その成果については議

論して、はかっていくわけだから、これはあくまで。

久塚座長 成果が認められる。目標を超えた成果。

伊藤委員 もしそれであれば、当初の事業計画・目標、Dのところ。比較して不十分であり、改善の必要がある。これを全く変えてしまうということですか、事業計画と目標を。そんなことあり得ない。

久塚座長 いやいや。私たちは採択するといったら一定のバーをつくって、この走り高跳び飛べそうだということで採用するわけじゃないですか。1メートル80を超えて、2メートルぐらい跳べると。ああいいなど。Dのほうは、高いバーを自分たちで掲げたけども跳べていないということですよ。

関口委員 例えばですけど、イベントもので言うと、定員50名で企画しました。何と100人も応募が来ましたというのが、多分、4とかAで優れていると。

定員、満員になりましたというのがBとか。定員が埋まりませんでした。25名でしたとなっているのがCとかDとかで、最悪なのはそもそもイベントできませんでした。そういうのだったとき1とかD、Eになるわけです。そういう意味で言うと、伊藤さんの話を受ければ、当初の事業計画が目標どおりいって、全部、枕言葉としてはかかっている。だけど比較してどうだったかということだとは思いますが。

及川委員 その辺同感です。そもそも『協働事業としての評価』を行う」と1枚目の紙の一番下を書いてあるのですが、私は協働事業の今までの冊子を見ている中で、協働事業として新宿区に貢献していくという、私は成果と言うのが好きなのですが。そこが着地点であって、協働事業としては成功することが、総合評価を、そこに当てるわけではないと理解してきて、それは何か、協働事業がどれかの冊子に、最初のほうに書いてあって、協働事業を通して新宿区に。

久塚座長 協働事業としてという1年目とか2年目の後に、評価はそういう形でやりますよという明示はありますか。

事務局 評価自体は、こちらの手引きにもやりますよという記載でありまして、着眼点、こういうところで評価しますというところは載せております。

久塚座長 だから及川さんは、3年終わって、将来、新宿区と協働しているというのが確保できるということだろうなと思っていたと。

及川委員 1年目であろうと、協働事業というのはやり方であって、個別評価があったのではないですか。その中で、協働事業ができていないかと評価をちゃんとしていましたよね。

その総合評価の中で、協働事業として改善が必要であるという指標は、もう終わっていると。私たちが目指している協働事業というのは、その先に、区民に対してメリットがあるかというところを目指していると理解したと思うのですが、そういう意味では、伊藤さんがおっしゃるように、評価の目安が、目標を超えた成果が認められるという、こちらのほうに力点を置いて、左側のほうが、むしろなくてもいいのではないかと。右だけで考えてもいいのではないかと理解していたのですけれど、皆さんは。

事務局 特に評価の目安のほうは、先ほど関口委員が言われたみたいに、参考として、こういう基準で、指標の優れているとかというところを判断していただく基準ではないですけれど、目安として載せさせていただいているような形です。

及川委員 ということは、指標のほうの協働事業として優れているとか、適切であるというほうがウエートとしては大きくて、新宿区の協働事業というのは、いわば成果よりも、協働として区とNPOなりとがやっていけるということのほうが、柱として大事だと理解したほうがいいのですか。成果はおまけみたいなものであって、ゆくゆく広がればいいなという希望的観測なのだけれど、とりあえず協働事業がうまくいっていれば、総合評価はよくつけるということなのではないでしょうか。私としては、目標を達成できたかというほうが総合評価の最後の評価、Aなり、Bなりをつけるところの考え方であって、そうすると、左側の「協働事業として」というのは、既に先に評価してある通過点のところ、その先を行ったところに点数をつけたいと思うのです。

関口委員 要はだから、ここで言う成果には、協働事業としての特性が含まれているということなのですよ。事業成果の中に。成果という同じ用語が、多分みんな、イメージするものが違うので。私の理解だと、これは単なる委託事業ではないので、KPIを達成すれば何でもいいよというものではない。それは区とNPOの事業者が協働することによって、無形というか、観測できないものも含めて、何かそこに、区の行政、あるいはNPO双方に対する見えない効果もあるだろうということを前提に、協働事業をあえてやっているということで、それは直営で、委託で出せばいいじゃんという話ではないということで、あえてそれを、お互い、多少面倒くさいけどもやっているわけではないですか。だからそれは、事業成果といたら、単にイベントやりました、100人来ました、ワーイというのだったらおっしゃるとおりだと思うのですが、そうではなくて、協働事業としての特性が既に成果と言われるものの中に包含されているというような理解なのではないか。

及川委員 わかるのですが、それはやはり、成果の部分の一部であって。協働事業として優れているというのは、評価の中の一部、協働の部分が優れているのであって、残りの成果の部分。

久塚座長 残りの成果というのはどういうもの。

及川委員 先ほど関口さんがおっしゃったように、イベントとしてうまくいったとか、そういうところがちょっと薄まるのではないかと思っているのです。

久塚座長 それも、ただ、イベントとしてうまくいったというのは、やはり自分たちだけでやっとうまくいったというのではなく、新宿区とやっとうまくいったというのが、やはりポイントなのです。

だから、ものすごくそれは判断しづらいのですが、区だけでやって気がつかなかったこととか、NPOだけで気がつかなかったり、トラブルったり、いらいらしたりということがとても大事なので、「協働事業」という冠は、書いていなくても当然、全部にかかってくるわけです。

及川委員 その重みはすごくわかっていますし、だからこそ私もいいシステムだなと思っているのですが、何年か続いてきて、もうちょっと成果があってもいいのではないかなというのを考えると、やはり皆さんが評価するときの文言に、成果が目標を超えているとか、目標が達成できたというものをベースにして総合評価を考えたほうが、今、何年目の協働事業としては、区民に対していいのではないかと思います。

久塚座長 それがあればいいの、評価の目安というところに書いていることではないの。目標を超えたとか。

及川委員 目安と指標が2通りで歩いているような気がして。

久塚座長 これはいつまでにつくらないといけないの。

事務局 次回までには確定させていただきたいと思います。

久塚座長 次回までだったら、これはやはり結論が出ないみたい。及川さん、原案つくれる。そうしないと、それを見てやらないと、1個1個の文言がこうになってしまうので。だからほかの方も、ここについて何かご意見あったら、つくってもらったほうがいい。今は個別の文言みたいなことがごちゃごちゃなっているので、やはり出したほうがいいと思うのです、具体的に。それで多少文言修正はあるかもしれないけど、目に見えたもので議論しないと。

事務局 次回が3月13日。2月半ばくらいまでにいただければ。

宇都木委員 募集するときにこれを入れるのでしょうか。

事務局 入れますけど、協働事業になりますので、5月中ぐらいに。

ただ、今やっている事業者さんに対しても、同じような基準で持っていかななくてはいけないので、3月頭ぐらいに、次回の会議では確定させていただきたいと思います。

久塚座長 ちょっとつかみあぐねているので、この表だけではなくて、自分はこの考え方で協働事業というのを、これについて考えているので、評価の目安についてもこういう、指標という言葉を使うかどうかかわからないけど、こういうやり方でやったほうがいいですというふうにして、具体的に出してもらおうと、時間が無駄にならない。

吉村委員 私の感想を述べさせていただくと、両方が、NPOと区が仲よくやっていたら、とりあえずやっていたら、協働事業としていいのだろうというレベルではなくて、協働事業として優れているというのは、もっと大きなことを包含しているので、ただ、それが区民の方がわかりづらいというのだったら、改善の余地はあるのかもしれないけど、もうちょっと大きなところだよというところで、考えていただければいいかなと思いました。

久塚座長 新しい報告書ではなくて、事業の条例とか規則とかに基づいて、こういう成果があるということですよ。それが新宿区というのは、なぜそういうことをやっているのかから大々的に書いてある。そういうところが波及していくということを考えると、1事業について協働事業としてと言っているけど、そうではなくて、区とか日本全体とかそういうところまで、全体を通して必要なのでこういうのをつくったと、制度を。だから評価は、それぞれの委員は、心の中ではそう思っているはずだと思うのです。それをどう文章で表現しようかといったときに、それを全部書くと、評価基準が1個の論文になってしまうから、それはつくれないので、こういう表のような、エクセルみたいなのでやっているだけなので、それをちょっと、私たちが気がついていないところもあると思うから。それで、あと残っているのは。

事務局 最後にその他のところで、来年度の支援会議の体制について、お諮りをさせていただきたいと思っているのですけれども、これまで、きょうの議論も含めまして、NPO活動資金助成と協働事業提案を統合した新たな制度を実施するというところで、募集要項ですとか様式等、これまでそれぞれに定めていたものを、改めて見直しをさせていただいて、1つの制度としてあわせられるところはあわせて整理をさせていただいているところですが、助成金の審査を行っていただく委員についてですが、これまでNPO活動資金助成につきましては、今、ご参席の支援会議の委員の皆様、8名の皆様で審査をし

ておりまして、協働事業提案につきましては、支援会議の委員に加えまして、総合政策部長、地域振興部長、それから事業の所管の部長が加わって、審査をさせていただいていたところなのですけれども、同じ制度になるというところで、事務局としては、少しあわせた形に、審査員についてもさせていただきたいなと思っております。とは言いましても、事業規模的にも総合政策部長と事業の所管部長に加わっていただくのはちょっと難しいかというところで、結論としましては地域振興部長が加わる形で整理をさせていただきたいと思っているのですけれども、よろしいでしょうか。

久塚座長 要するに提案は、部長が3人、担当課を含めて入ってくるけれども、支援会議には部長が、委員ではないけれども、1つの制度になったので。

関口委員 ということは、審査は加賀美さん足す我々で全部やるということですか。

事務局 はい。支援会議に入らせていただくので、本日のような協議につきましても加わらせていただく形に。支援会議委員として加わらせていただくので、今後は全部入らせていただくと。

伊藤委員 入って採点もするのですか。

事務局 採点もします。

関口委員 それはいいのですが、協働事業助成のときの審査は、事業担当。

事務局 部長がさらに加わるという形です。地域振興部長は全部に入らせていただきます。

久塚座長 いいですか。では会議としていいですね。

事務局 次回ですが、3月13日、火曜日2時から。場所が、この4階の入札室になります。いつもとちょっと違った場所になりますので、わかるように張り紙等させていただきますけれども、ご注意いただければと思います。

久塚座長 はい、終わりました。お疲れさま。

— 了 —